

ひょうご e-県民向け協賛店設置要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、ひょうご e-県民規約に基づき、ひょうご e-県民制度への協賛について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「カード等」とは、兵庫県（以下「県」という。）が発行する e-県民証カード及び県が提供する e-県民アプリに表示される e-県民証画面をいう。
- (2) 「協賛店」とは、本制度の目的に賛同し、ひょうご e-県民に割引サービスや特典を提供する施設等として、兵庫県知事（以下「知事」という。）が登録を認めたものをいう。

(事業)

第3条 本事業は、ひょうご e-県民が協賛店にカード等を提示し、協賛店が協賛申込書に記載したサービスを提供するものである。

(協賛店の登録)

第4条 協賛店の登録を受けようとする施設等は、知事に、協賛申込書（様式1）を提出するものとする。

2 知事は、申込内容が適当と認められる場合には、その施設等を協賛店として登録する。

(変更の届出)

第5条 協賛店は、申込内容を変更する場合には、必ず知事に申し出ることとする。

2 変更の手続きは、前条の規定に準ずるものとする。

(中止の届出)

第6条 協賛店は、サービスの提供を中止する場合には、必ず知事に申し出ることとする。

2 中止の手続きは、第4条の規定に準ずるものとする。

(協賛店の取り消し)

第7条 知事は、協賛店が、この要綱で定める取り組みを行わないことが明らかになった場合、法令に違反した場合、その他協賛店として適当でなくなったと認められる場合に、登録を解除することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月10日から施行する。